

中国検査部管内にて不正改造車を排除する特別街頭検査を実施

― 爆音走行車等5台に対し福山自動車検査登録事務所から整備命令書を交付 ―

自動車技術総合機構中国検査部福山事務所は、広島県福山市において、中国運輸局広島運輸支局福山検査登録事務所及び軽自動車検査協会広島主管事務所福山支所と連携し、広島県警察と合同で不正改造車を排除するために街頭車両検査を実施しました。

街頭検査の結果、9台の車両を検査し、騒音基準を満たさないマフラーの取付けや最低地上高の不足等の不正改造が認められた5台に対し、道路運送車両法に基づき広島運輸支局福山検査登録事務所から整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

◎実施日時 令和8年9月25日(金) 20:00 ～ 23:00

◎実施場所 広島県福山市新涯町2丁目23-1

◎検査実施車両台数 9台

◎整備命令書交付台数 5台

◎主な不正改造内容 近接排気騒音値の超過、最低地上高の不足、等



お問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347